

【 一般事業主 行動計画 】

- 1 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間
- 2 内 容 「ノー残業デー」(毎月 25 日)を月 1 回から月 3 回にする
- 3 対 策 ・平成 28 年 4 月 1 日～ 「ノー残業デー」(毎月 25 日)の継続
各事業所において問題点の洗い出し
・平成 30 年 4 月 1 日～ 「ノー残業デー」を月 2 回にする
・平成 32 年 4 月 1 日～ 「ノー残業デー」を月 3 回にする

【 女性活躍推進法 行動計画 】

- 1 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間
- 2 内 容 有給休暇取得を現在の取得より 5%向上させる
- 3 対 策 ・平成 28 年 4 月 1 日～ 各事業所において有給休暇の取得状況の把握と改善
・平成 32 年 4 月 1 日～ 法人全体で有給休暇の取得を 5%向上する。